公の施設【基本情報】

施 設 名	新潟市文化財センター 他 1施設
所管部·課	文化スポーツ部歴史文化課
所 在 地	新潟市西区木場2748番地1 他
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、文化財保護法
設置条例	新潟市文化財センター条例、新潟市古津八幡山遺跡歴史の広場条例
施設概要	【新潟市文化財センター施設概要:敷地面積9,916㎡】 ・文化財センター本館:RC造 地上3階 建築面積2,559.25㎡ 延床面積4,494.83㎡ ・旧武田家住宅:木造 地上2階 建築面積167.7㎡ 延床面積208.19㎡ ・畜動舎:木造 地上1階 建築面積34.92㎡ 延床面積34.92㎡ ・物置小屋:木造 地上1階 建築面積26.48㎡ 延床面積26.48㎡ 【弥生の丘展示館施設概要:敷地面積2469.51㎡】 ・弥生の丘展示館:RC造 地上1階 建築面積468.12㎡ 延床面積429.93㎡

施 設 の 設 置 目 的

埋蔵文化財及び有形民俗文化財を保存し、及びこれらの活用を図ることにより、これらに対する市民の関心及び理解を深め、もって市民文化の向上に資するため、新潟市文化財センターを設置する。

日本海側で最大級の規模を誇る円墳である古津八幡山古墳を有し、及び文化財保護法により史跡に指定された 古津八幡山遺跡に対する歴史遺産としての理解を深めるとともに、社会教育及び文化の向上に資するため、新潟市 古津八幡山歴史の広場を設置する(歴史の広場に弥生の丘展示館を置く)。

管理・運営に関する基本理念,方針等

- 1. 文化財センターの基本的な機能を的確に実施できる施設運営
 - ・埋蔵文化材の調査・研究・整理・保存を中心とした基本機能を的確に実施できる施設運営を目指します。
- 2. 運営資源の効果的運用
 - ・施設の経営資源である人・物・資源を効果的に運用し、将来にわたり発信し続ける施設を目指します。
- 3. 市民の参画と柔軟な運営
- ・地域ボランティア・学生・教育関係者など幅広い市民層の参画と連携を図り、市民に親しみのある柔軟な施設運営を目指し

ます。

- 4. 利用者の視点に立った管理運営
 - ・利用者へのアンケート調査などを定期的に実施し、利用者の視点に立った施設運営を目指します。